

原議保存期間	5年(令和12年3月31日まで)
有効期間	一種(令和12年3月31日まで)

警視庁交通部長  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
警察大学校交通教養部長  
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁交指発第114号  
令和6年6月19日  
警察庁交通局交通指導課長

保管した車両又は工作物等を売却のため一般競争入札に付そうとするときの公示の方法について(通達)

違法駐車に対する措置として保管した車両又は違法工作物等に対する措置として保管した工作物等を売却のため一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも五日前までに、車両にあつては道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)第16条の4第1項に、工作物等にあつては令第31条第1項にそれぞれ掲げる事項を警察署の掲示板に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示することとされている。

ここで言う「これに準ずる適当な方法」には、従来から、都道府県警察のホームページに掲載するなどのインターネットを利用する方法が含まれているところ、政府全体で取り組んでいるデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しの一環として、今後、上記の公示については、警察署の掲示板への掲示に優先して、原則としてインターネットを利用する方法によることとするので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、公示の方法として、インターネットを利用する方法に加えて、警察署の掲示板に掲示したり、広報誌に掲載したりすることは差し支えない。